

## 中央公園の今後の活用に係る有識者会議開催要綱

(開催)

第1条 中央公園の今後の活用について、有識者からの意見を幅広く聴くため、中央公園の今後の活用に係る有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(意見聴取)

第2条 会議において、次に掲げる事項についての意見聴取及び情報交換を行う。

- (1) 中央公園の今後の活用に係る基本的な方針に関すること。
- (2) その他中央公園の活用に関すること。

(構成)

第3条 会議は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体及び関係機関に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 会議には、委員の互選により座長一人を置く。

- 2 座長は、会議を進行する。
- 3 座長に事故があるときは、出席者のうちから座長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

- 2 会議は、公開で行うこととし、公開の方法は別途定める。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。
- 3 会議において、市長は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、都市整備局都市機能調整部都心空間づくり担当において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、都市整備局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月29日から施行する。
- 2 この要綱は、会議としての役割を終えた日にその効力を失う。